

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		木造住宅耐震シェルター整備補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0331		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	建築物の耐震改修の促進に関する法律		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成27年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		犬山市耐震改修促進計画に基づき、住宅については平成32年度までに95%の改修率を目指すことを目的としている。その手段の一つとして、住宅の一部をシェルターとする耐震改修費の一部を補助する。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算		
		0円	0円	0円	300,000円		
		(0円)	(0円)	(0円)	(75,000円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		高齢者や障害者の新耐震基準を満たさない住宅の耐震シェルターの整備費用について補助を行う。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		100%			
		補助限度額		30万円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		高齢者・障害者住宅の耐震化により、住民の震災時の安全性が高まり被害の減少につながる。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※平成30年度の実績に基づき作成しています。